

## 吉見町防災ハザードマップ説明会の要旨

### 【説明会について】

本格的な出水期を迎える前に、新たに作成した「吉見町防災ハザードマップ」(以下「ハザードマップ」という。)を皆さまに活用いただき、万一の災害時でも、慌てず適切な行動がとれるよう防災に関する知識を深めていただくことを目的に説明会を開催しています。

コロナ禍での開催ということで各行政区にお願いし、区長さんと班長さんを中心に6月下旬から7月上旬にかけて、説明会を開催しています。

説明会には、町職員が二人一組の班を編成し、各行政区にお伺いしハザードマップの説明をしています。

### 【ハザードマップについて】

ハザードマップは、いつ起こるかもしれない災害に対し、事前に備えることを目的に作成しています。これまでは、洪水、地震、土砂災害の3つのハザードマップをそれぞれ作成しておりましたが、今回、これらを1つにまとめたハザードマップとしています。このハザードマップを活用し、自宅付近で想定される浸水の深さや避難所、土砂災害特別警戒区域等を必ず確認してください。

### 【分散避難について】

避難とは、災害の被害を受ける可能性がある場所から安全な場所へ逃げることです。安全な場所であれば、避難所以外への避難、いわゆる「分散避難」も有効です。

親戚や知人宅、ホテルなどの宿泊施設、安全な場所での一時的な車中泊などの分散避難を検討してください。

災害発生時には、多くの方が避難所等に避難し、密集することが予想されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、分散避難は重要となりますので、多くの皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

### 【避難情報の発令基準の見直しについて（ハザードマップ P2）】

大雨などの災害時に自治体が発令する避難情報等の発令基準が令和3年5月20日から新しくなりました。変更点は、以下のとおりです。

**警戒レベル3**：これまでの「避難準備・高齢者等避難開始」から名称が変わり、「高齢者等避難」となりました。

ご高齢の方や障がいのある方など、避難に時間がかかると思われる方は、町から警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合には、安全な場所に迅速に避難してください。

**警戒レベル4**：これまで「避難勧告」と「避難指示」がありましたが、違いが分かりにくいことから、今回の見直しにより、「避難勧告」が廃止となり、「避難指示」に一本化されました。

危険な場所にいる人は全員、このレベル4「避難指示」で、必ず避難が必要となりました。今後、大雨などにより災害が発生するおそれが高い状況となった場合に、町から警戒レベル4「避難指示」が発令された場合には、危険な場所から必ず全員避難してください。

警戒レベル5：これまでの「災害発生情報」から名称が変わり、「緊急安全確保」となりました。

災害が発生または切迫している状況で、最も危険度が高いレベルです。内閣府では、警戒レベル5は既に安全な避難ができず命が危険な状況であるとして、警戒レベル5の発令を待たずに避難するよう注意を呼びかけています。

※広報7月号と一緒に配布しました裏面がシールになっている変更版をハザードマップの2ページの上から貼って修正してください。

### 【防災メールについて（ハザードマップP7）】

防災メールは災害時に登録いただいた方へ携帯電話のSMS（ショートメッセージサービス）を活用し、避難情報等を送信するものです。スマホ、ガラケー、いずれにも対応したもので、無料で登録することができます。登録方法は、役場の総務課 危機管理室へ電話し、お住いの行政区名と登録する携帯電話番号を伝えていただくだけです。

### 【防災行政無線の内容をもう一度聞く方法について（ハザードマップP7）】

防災行政無線を聞き逃した場合や聞き取れなかった時に放送された内容を確認することができます。0493-81-6789へ電話することにより、直近で放送された内容を聞くことができます。

### 【避難所等について（ハザードマップP8）】

町が指定した避難所等には、指定緊急避難場所、指定避難所、補助避難所、福祉避難所の4種類があります。

「避難場所」は、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。

「避難所」は、災害の被害を受けるおそれがある方が一時的に生活をする場所、災害発生時に被災された方が一定期間避難生活を送るための施設です。

避難所等は災害の種類、「地震」「洪水」「土砂災害」によって、開設する場所が異なりますので、事前に確認（防災無線や町ホームページなどで確認）した上で避難してください。

### 【洪水時における避難所等について（ハザードマップP8）】

洪水時の「指定避難所」は、西小学校、西が丘小学校、西公民館、西部ふれあいセンターの4か所です。

東第一小学校、東第二小学校、南小学校、吉見中学校、吉見町役場、北小学校の6か所は、荒川などが決壊、氾濫した場合に命を守るための場所として、浸水深よりも高い3階以上を「指定緊急避難場所」としています。洪水時においては、「避難所」ではありませんので、ご注意ください。万が一、荒川などが決壊、氾濫した場合、この6か所は水が引くまでは、孤立してしまいます。また、避難の際に小中学校のグラウンドに駐車していた車は水没してしまいます。

フレンドシップハイツよしみは、4つの指定避難所に避難者が収容できない場合に開設する「補助避難所」です。埋蔵文化財センターは、危険から命を守るために避難する「指定緊急避難場所」です。

### 【台風第 19 号の際の避難所等の状況について】

令和元年 10 月の台風第 19 号の際には、町内の 11 か所の避難所等を開設しました。初めに開設したのが、西公民館と西部ふれあいセンター、その後、小学校、中学校の順に開設しました。実際に避難された人数は、全体で 2,282 人でした。

### 【荒川の浸水想定区域図について（ハザードマップ P9～P18）】

浸水想定区域図は、浸水した場合に想定される水深の高さにより色分けしたもので、色が濃くなるほど水深が高くなり、危険度が増すことを示しています。

荒川浸水想定区域図により皆さまの自宅の位置を確認し、浸水した場合に想定される水深の高さを確認してください。また、浸水想定区域図には土砂災害特別警戒区域「赤色」と土砂災害警戒区域「黄色」及び家屋倒壊等氾濫想定区域「赤色の点々」も表示されていますので併せて確認してください。

### 【浸水するおそれのある地区（浸水想定区域内）の皆さまへ】

避難先として、親戚や知人宅、ホテルなどの宿泊施設、安全な場所での一時的な車中泊など、分散避難を事前に検討してください。

### 【西地区の丘陵部などで、浸水するおそれがない地区の皆さまへ】

浸水のおそれがない安全な場所にいる方は、避難所に避難する必要はありません。安全を確保し、在宅避難をお願いします。また、浸水のおそれのある地域にお住いの親戚や知人がいらっしゃいましたら、避難場所として、ご自宅への受入れにご協力をお願いします。事前に親戚や知人へのお声がけをお願いします。

### 【新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難について】

避難の際には、マスク、体温計、アルコール消毒液などの感染対策品を持参の上、避難してください。また、災害発生時には避難所に人が密集することが予想されますので、避難所以外の安全な場所への分散避難を検討してください。

### 【災害時における車両の一時避難所について】

町では、災害のおそれがある場合や災害発生時に車両の一時避難所として、町内 4 か所、335 台の駐車場を確保しています。（吉見観音駐車場 150 台、武蔵丘短期大学 150 台、東上ガス（株）20 台、（株）オリジン 15 台）

また、滑川町の森林公園、東松山市のこども動物自然公園、北本市の公共施設の駐車場を災害時に利用できるよう協定の締結に向けた手続きを進めています。

### 【地震対策について（ハザードマップ P20）】

地震発生時の重要な行動は、自身の身と家族の安全を確保することです。

平成 23 年 3 月 11 日に起きた「東日本大震災」の際には、吉見町で震度 5 強が観測され、多くの屋根瓦の損壊やブロック塀の倒壊が発生しました。

また、記憶に新しい平成 28 年 4 月に起きた「熊本地震」では、わずか 3 日間のうちに震度 7 の地震が 2 回、震度 6 弱以上の地震が 5 回も発生しました。地震発生後は、同程度の大きな地震に備えてください。

### 【風水害対策について（ハザードマップ P21）】

特に大雨や台風は、吉見町においても大きな災害をもたらすおそれがあります。普段から、気象情報を確認するとともに、町から発出される情報に十分注意してください。

近年では、「数十年に一度」の大雨特別警報も各地で「毎年」のように発表されるようになっていきます。皆さまにおかれましては、台風や大雨などの災害情報の収集に努め、早めの避難、できれば分散避難をお願いします。

### 【台風第 19 号の際に不足した物資について】

台風第 19 号の際には、2,200 人を超える方が避難所等に避難したことにより、物資が不足し、避難された方に不便をおかけしてしまいました。特に、毛布が不足してしまいました。避難後に学校の教室や廊下で休む際に、床が固いなどの理由により、床の上に敷くための毛布が必要となりましたが、毛布の数に限りがあり、多くの方へ行きわたらない状態となってしまいました。現在では、床の上に敷くマットを備蓄したことから、この問題は解消されています。

### 【非常時の持出品や備蓄品について（ハザードマップ P24）】

町では災害に備え、ある程度の物資は備蓄しておりますが、それでも多くの方が避難した場合、全ての方へ物資を届けるまでには、時間がかかってしまいます。また、災害の規模が大きくなればなるほど、物資そのものが不足することが予測されます。

皆さまにお願いします。避難する際は、自分の使うものは自分で持っていくことを意識し、日ごろから備蓄品等の準備をお願いします。

各ご家庭で、ハザードマップ P24 に記載している非常時持出品・備蓄品を参考に準備するようお願いします。既に準備されているご家庭では、食糧等の賞味期間の確認や電池の劣化状況の点検が大変重要となりますので、是非この機会に行ってください。

また、日ごろから自宅で利用しているものを少し多めに備え、最小限備えるべき量を保ちながら、多めに備えているものを日常の中で消費していくといった「ローリングストック」も検討してください。

### 【マイ・タイムラインについて（ハザードマップ P26）】

マイ・タイムラインとは、大雨や台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、一人ひとりが命を守るためにとるべき防災行動のタイミングを時系列に整理する行動計画のことです。ハザードマップ P26 の例にならって、マイ・タイムラインの作成をお願いします。

### 【今後の説明会の開催について】

町では、多くの皆さまにハザードマップを有効に活用いただくため、随時、説明会を開催したいと考えています。行政区の皆さまや自主防災組織の皆さまで、説明会のご希望やご要望がありましたら、総務課危機管理室までお問い合わせください。

＜お問い合わせ＞

総務課 危機管理室

電話 0493 - 54 - 1505（直通）